

全建事発第 128 号
令和 2 年 3 月 4 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

建築士法の一部を改正する法律等の施行について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省から、建築士法の一部を改正する法律、建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令、建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令及び関連する国土交通省告示が、令和 2 年 3 月 1 日から施行された旨の通知が別添のとおりございました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○国土交通省 HP 建築士法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 93 号)等について
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000092.html

以 上

(担当) 事業部 平井

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp